

京都市里親養育包括支援（フォスタリング）事業実施要綱（案）

第1章 総則

（目的）

第1条 この事業は、家庭において養育することが困難である又は適当でない児童に対し、家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう養子縁組や里親又は小規模住居型児童養育事業を行う者（ファミリーホーム）への委託を推進するため、里親制度の普及啓発を積極的に行うとともに、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び里親委託前後における里親等の資質向上を図る研修、児童と里親のマッチング、児童の里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一貫した里親支援を包括的、かつ総合的に実施することを目的とする。

（実施主体）

第2条 この事業の実施主体は、京都市とする。

（事業の種類）

第3条 この事業の種類及び内容は、次の各号に定めるところによる。

- （1）里親制度等普及促進・リクルート事業 里親制度に対する社会的理解を深め、広く一般家庭から里親や養子縁組によって養親となることを希望する者（以下「養親希望者」という。）を募るため、一般家庭に対し里親経験者や養子縁組により養親となった者（以下「養親」という。）による講演や説明を行うことで保護を要する児童の福祉への理解を深めるとともに、積極的なリクルート活動等を実施することにより、里親の確保を図る。
- （2）里親委託推進等事業 里親委託を推進するために、児童と里親等とのマッチングを行うとともに、個々の児童の状況を踏まえ、その課題解決等に向けて適切に養育を行うための計画を作成することにより、児童の最善の利益を図る。
- （3）里親研修・トレーニング等事業 養育里親及び養子縁組里親の登録や更新を希望する者に対して、必要な研修を実施するほか、児童を委託されていない里親や委託中の里親（以下「未委託里親等」という。）に対し、児童を委託された際に直面する様々な事例に対応するトレーニング研修を行う。加えて、各施設に配置されている里親支援専門相談員に対する研修や助言、指導を行うことで、里親及び里親の支援体制の強化を図る。
- （4）里親訪問等支援事業 里親や養親が養育に悩んだ際に、一人で抱え込むのではなく、子育ての悩みを相談しながら、社会的に繋がりを持ち、孤立しないようにするため、里親等への訪問を実施するとともに、里親

等に対し里親等相互の相談援助や生活援助、交流の促進など児童の養育に関する支援を実施することによりその負担を軽減し、適切な養育を確保する。

（定義）

第4条 この要綱において「里親等」とは、養子縁組により養親となった者、児童福祉法（以下「法」という。）第6条の4に規定する里親及び法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を実施する者（以下「ファミリーホーム」という。）のことをいう。

（実施方法）

第5条 この事業の一部について、里親会、児童養護施設、乳児院その他、当該事業を適切に実施することができると市長が認めた者に委託することができるものとする。

第2章 里親制度等普及促進・リクルート事業

（事業内容）

第6条 本事業では、里親経験者又は養親による講演会や里親制度等の説明会等を積極的に実施するなど、里親制度等の広報活動を行うことにより、養育里親を開拓するとともに、養子縁組を円滑に推進するため養子縁組里親を開拓する。

第3章 里親委託推進等事業

（事業内容）

第7条 この事業の内容は次のとおりとする

- （1）里親とのマッチング 里親等に委託することが適当と認めた児童について、その児童に最も適合すると考えられる委託候補の選定及び委託に向けた調整又はその支援等を行う。また、養子縁組をする場合には、養子縁組里親との連携・調整等の支援を実施する。
- （2）自立支援計画の作成 里親又はファミリーホームへ委託された児童の養育の内容や自立に向けた支援内容等について記載した自立支援計画の作成、定期的な見直し又はその支援を行う。

（事業の実施体制）

第8条 この事業の実施に当たっては、主たる担当者として里親等委託調整員（以下「調整員」という。）を児童相談所に配置するとともに、里親及び施設関係者等の視点から里親制度等に対する評価を得ながら、保護を要する児童に対して、里親等への委託を推進することを目的に、京都市里親委託等推進委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

(調整員)

第9条 調整員は、支援の実施、里親等と施設との円滑な調整、事業の企画、関係機関との連絡調整等を行う。

2 調整員は、児童相談所の里親担当職員をもって充てる。

(里親委託等推進委員会)

第10条 委員会は、次の事項について協議する。

(1) 里親等が有している課題

(2) 里親等への委託等に関する目標及び取組

(3) 前2号に掲げるもののほか、里親委託の実施について必要と認める事項

2 委員会は、次に掲げる者により組織する。

(1) 調整員

(2) 子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課職員

(3) 里親

(4) 乳児院及び児童養護施設の里親支援専門相談員

3 委員会は、事業の実施に当たり必要な助言・指導を行う。また、必要に応じて京都市はぐくみ推進審議会 児童福祉分科会 里親部会に報告を行い、意見を聴取するものとする。

4 委員会の構成員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

5 委員会の事務局は、児童相談所に置くものとする。

(事業の実施方法)

第11条 事業の実施方法は次のとおりとする。

(1) 里親とのマッチング

ア 委託候補里親の選定に当たっては、平成23年3月30日雇児発0330第9号「里親委託ガイドラインについて」の別紙「里親委託ガイドライン」の内容を踏まえ、児童の最善の利益が確保されるよう、児童と里親との交流や関係調整を十分に行う。

イ 児童と里親との交流や、短期間の宿泊体験等については、児童相談所の里親担当職員や児童の担当職員、施設の里親支援専門相談員と連携しながら相性確認等を行い、最適な里親等への委託となるよう努める。

ウ 里親等に対し、施設に入所している児童との交流の機会を設けるなど、児童や施設に対する理解を深めるための取組を実施する。

(2) 自立支援計画の作成

ア 自立支援計画は、児童本人及びその保護者ならびに里親等の意向を十分に尊重するとともに、児童相談所の里親担当職員及び関係機関の意見や協議などを踏まえ作成する。

イ 自立支援計画は、児童の養育の内容、児童及び里親等の生活全般についての解決すべき課題、児童及び里親等に対する支援の目標ならびに達成時期、児童及び里親等に対する支援の内容ならびにその他市長

が必要と認める事項について規定する。

ウ 自立支援計画を作成した後は、計画が適切に実行されているか否かについて十分把握するとともに、目的の達成状況などから、支援効果について客観的な評価を行うなど、定期的に計画の見直しを行う。

第4章 里親研修・トレーニング等事業

(事業内容)

第12条 この事業の内容は次のとおりとする。

(1) 基礎研修・登録前研修及び更新研修

ア 養育里親研修

イ 専門里親研修

ウ 養子縁組里親研修

なお、親族里親、週末里親を希望する者に対しても、アの研修の受講を勧奨する。

(2) 未委託里親等に対するトレーニング事業

養育里親、専門里親、養子縁組里親であって、トレーニングを受けることを希望する者のうち、市長が適当と認めた里親に対し、次のア及びイを行うものとする。

ア 未委託里親等の養育技術の習熟度の状況により必要な期間を通じて、次の(ア)から(ウ)について継続かつ反復して実施すること。

(ア) 事例検討・ロールプレイ

(イ) 外部講師による講義の実施

(ウ) 施設及び既に子どもが委託されている里親宅等における実習

イ 未委託里親等の養育技術の習熟度について把握するため、トレーニングを終了した里親のリストを作成すること。

(3) 里親支援専門相談員向け研修等

里親支援専門相談員に対して、里親への相談援助に関する研修を行うとともに、助言及び指導を行う。

(事業の実施方法)

第13条 事業の実施方法は次のとおりとする。

(1) 基礎研修・登録前研修及び更新研修の実施時期、実施回数等について、より多くの対象者が参加できるように配慮する。

(2) ファミリーホームの養育者及び補助者についても、里親に準じ、可能な限り養育里親研修又は専門里親研修を受講するよう努めることとされているため、これらの者が受講できるよう配慮する。

(3) 養子縁組里親への登録を希望しない養親希望者についても、養子縁組家庭の養育環境の向上の観点から、各種研修に参加することが可能となるよう、十分配慮する。

(4) 前条の(2)のアの(ア)に定める事例検討における事例の設定につ

いては、未委託里親等が里親になろうとした動機や委託されている子どもの特性等の個々の未委託里親等の状況を考慮する。

第5章 里親訪問等支援事業

（事業内容）

第14条 この事業の内容は次のとおりとする。

- （1）里親等への訪問支援 現に児童を養育している里親等やレスパイト・ケアなど短期間養育している里親からの相談に応じるとともに、里親等を定期的に訪問し、児童の状態の把握や里親等への指導等を行う。また、里親に対するレスパイト・ケアについて調整を行う。
- （2）里親等による相互交流 里親等や里親となることを希望する者が集い、養育についての話し合いを行う等、相互交流を定期的に行い、情報交換や養育技術の向上等を図る。
- （3）親子の再統合に向けた面会交流支援 親子の再統合に向けて、保護者からの相談に応じるとともに、児童と保護者の面会交流の調整を行う。併せて、現に児童を養育する里親等への支援を行う。
- （4）夜間・土日の相談支援体制の整備 平日昼間に相談することが困難な共働きの里親家庭等に対して、適確に相談支援を行うため、平日夜間、土曜、日曜及び祝日における相談支援体制を整備する。

（事業の実施体制）

第15条 事業の実施に当たっては、主たる担当者として里親等相談支援員を配置して実施する。

また、里親等相談支援員の業務を補助する職員として相談支援員補助員を配置することができることとする。

併せて、里親等へ委託された児童であって、虐待等により特に専門性の高い支援が必要とされる児童に対して、心理面からの訪問支援を行うため、心理訪問支援員を配置することができることとする。

（担当者の資格要件）

第16条 里親等相談支援員の資格要件は、次の（1）から（5）のいずれかに該当する者とする。

- （1）社会福祉士
- （2）精神保健福祉士
- （3）法第13条第3項各号のいずれかに該当する者
- （4）里親として、又はファミリーホーム、児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設において児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度等への理解及びソーシャルワークの視点を有する者
- （5）市長が（1）から（4）に該当する者と同等以上の能力を有すると

認めた者

2 心理訪問支援員の資格要件は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22 年法律第26 号）の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有する者
- (2) 市長が（1）に該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

（事業の実施方法）

第17条 事業の実施方法は次のとおりとする。

（1）里親等への訪問支援

- ア 里親家庭等への定期的な訪問により、委託された児童の養育状況の把握に努めるとともに、里親等や委託された児童の悩みや不安に対して、専門的な立場から助言・指導等を行う。
- イ 里親等から援助の依頼があった場合には、里親等と十分に調整を行い、援助の期間、内容などを決定する。
- ウ 援助に当たり、児童の委託後間もないときや里親自身が養育に不安を感じ始めたとき、多人数を委託しているとき、委託児童が不安定になっているとき等に里親家庭の状況を把握し、適切な援助が受けられるよう留意する。
- エ 里親等への訪問により、児童相談所による指導が必要である場合や委託された児童を里親が養育することが不適切であると判断した場合には、速やかに児童相談所に報告する。
- オ 里親等が円滑にレスパイト・ケアや子育て短期支援事業（ショートステイ又はトワイライトステイ）（以下「レスパイト・ケア等」という。）を利用できるよう、受入先となる里親や施設の里親支援専門相談員との間で、予め里親等に関する情報を共有しておくとともに、当該里親に対する訪問支援について、里親支援専門相談員を積極的に活用する。

（2）里親等による相互交流

- ア 相互交流は定期的実施するものとし、必要に応じて児童相談所の里親担当職員や児童担当職員、児童福祉司経験者、里親支援専門相談員、里親経験者などに参加を求めるものとする。
- イ 相互交流の実施に当たっては、里親等が主体となって企画するものとし、必要に応じて児童相談所の里親担当職員や児童担当職員、施設の里親支援専門相談員と連携を取りながら支援に当たるものとする。

（3）親子の再統合に向けた面会交流支援

- ア 保護者と児童の面会交流のための場所の確保を含めた調整を行う。
- イ 調整に当たっては、児童と保護者、里親との関係性に留意する。
- ウ 保護者の不安や悩み等の相談に応じるとともに、里親に対しても、交流の重要性等について十分に説明する。

エ 交流前後の児童の心身の状況等に応じて、里親が様々な場面で適切な対応を行うことができるよう、必要な助言や相談等の支援を行う。

(4) 夜間・土日の相談支援体制の整備

ア 平日夜間、土曜、日曜及び祝日の相談支援体制を整備する。

イ 相談支援に当たっては、十分に経験を積んだ者を充てるなど、適切な指導や助言を行えるよう留意する。

ウ 相談窓口について、共働きの里親家庭だけではなく、多くの里親が利用できるよう広く周知する。

第6章 里親等委託児童自立支援事業

(事業内容)

第18条 この事業の内容は次のとおりとする。

(1) 継続支援計画の作成及び自立支援計画作成への助言

(2) 児童の学習・進学支援、職業指導、就労支援等に関する社会資源との連携、他施設や関係機関との連携

(3) 高校中退者など個別対応が必要な子どもに対する生活支援、再進学又は就労支援等

(4) 委託解除前からの自立に向けた相談支援等

(5) 委託解除後の継続的な状況把握及び相談援助

(6) その他子ども等の自立支援に資する業務

(事業の実施体制)

第19条 この事業の実施に当たっては、主たる担当者として里親等自立支援サポーターを1名配置して実施する。

2 里親等自立支援サポーターは、次の各号に掲げるいずれかに該当する者とする。

(1) 社会福祉士

(2) 精神保健福祉士

(3) 児童福祉法第13条第3項各号のいずれかに該当する児童福祉司任用資格を有する者

(4) 里親として、又は小規模住居型児童養育事業、児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設において子どもの養育に5年以上従事した者であって、里親制度等への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

(5) 市長が(1)から(4)に該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

(事業の実施方法)

第20条 里親等自立支援サポーターは、アフターケア対象者への支援を実施する。

2 アフターケア対象者は次のとおりとする。

- (1) 委託解除前及び進学又は就職により委託解除した義務教育終了後から22歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者のうち、里親等自立支援サポーターによる支援が必要として、京都市長に報告することにより事前登録した者
- (2) 支援者がいない等の理由により、23歳に達する日の属する年度以降も里親等自立支援サポーターによる支援が必要である者として、市長に報告することにより事前登録した者
- 3 里親等自立支援サポーターは、次のいずれかの方法で支援を実施する。
 - (1) アフターケア対象者の職場や自宅等を訪問し、相談支援を行う。
 - (2) アフターケア対象者がフォスタリング機関等に来所し、相談支援を行う。
 - (3) アフターケア対象者に対して電話やメール等により相談支援を行う。

第7章 雑則

(経費負担)

第21条 市長は、この事業の実施に必要な費用を負担するものとする。ただし、里親研修に係る交通費及び食費については、受講者の自己負担とする。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、子ども若者はぐくみ局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、決定の日から施行し、令和2年10月1日から実施する。ただし、第5章の事業実施に係る準備行為は、令和2年4月1日から実施することができる。

(関係要綱の廃止)

- 2 本要綱の施行に伴い、京都市里親支援事業実施要綱ならびに京都市里親委託等推進委員会設置要綱は廃止する。

附 則

この要綱は令和5年4月1日から施行する。ただし、第10条第3項及び第13条第1項第5号に係る改正は、決定の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は令和6年6月20日から施行する。